

CONTENTS

- 02 ごあいさつ
- 03 日高信用金庫と地域社会
- 05 令和7年度事業概況
- 06 令和8年度事業計画[経営計画]
- 07 役員・組織図／主要な事業の内容
- 08 内部統制について
- 12 総代会
- 14 「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示
- 15 当金庫のあゆみ
- 16 営業区域／店舗・ATM一覧
- 17 自己資本比率規制(第3の柱)による開示
- 31 役職員の報酬体系について／資料編
- 41 信用金庫法等で定められた開示項目索引

地域にとってなくてはならない信用金庫を目指して。

経営理念

日高信用金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」を基本とし、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展、ひいては日本経済の発展に貢献します。

- 1 会員・取引先の信頼を確保し地域社会に貢献していくため、コンプライアンス態勢の徹底と更なる深化を目指します。
- 2 真のお客さま第一主義に徹し、地域ニーズへの適切な対応と利用者利便の向上を図ります。
- 3 地域社会の持続的な発展に貢献するため、一層の健全性向上を目指します。
このため、リスク管理態勢の確立や効率化を推進し、安定した収益基盤を構築します。
- 4 地域貢献を果たしていくための最大の経営資源は人であると位置づけ、高いコンプライアンス意識を持ち積極的な姿勢で金庫の基本方針の実現に寄与できる人材を育成します。

日高信用金庫の概要(令和8年3月31日現在)

- 本店所在地：〒057-0013
浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
電話(0146)22-4111
- 創立：大正10年4月13日
- 普通出資金：367,050,000円
- 会員数：10,543名
- 常勤役職員数：119名(常勤役員6名、職員113名)



【シンボルマーク】

創立60周年を記念して制定したシンボルマークは青色は：太平洋と水産関連産業を、白色は：市街地・商工業と地域住民を、緑色は：日高山脈と農林・軽種馬関連産業を、それぞれ表しこれらを基盤に躍進する当金庫の姿勢を日高地方の扇形地形にあてはめて表したものです。

これまでも これからも このまちで

皆さまには、日頃より日高信用金庫の業務運営に関し、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

今年度も当金庫の経営内容や業務活動などを、皆さまにより正しくご理解いただくため、「ひだかしんきんレポート2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

昨年度を振り返りますと、日本経済は緩やかな回復基調を維持いたしました。物価上昇は依然として家計の負担となりましたが、賃上げの広がりが個人消費を下支えしております。一方で、イラン情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりから、原油高が産業や消費への影響を注視すべき状況となっております。

地区内産業は、軽種馬産業が、6年続いた北海道市場での年間売上記録の更新こそ止まりましたが、高い水準を維持しました。漁業では、コンブ漁は増産基調となり、価格も前年度より高値で取引されたほか、秋サケの漁獲についても5ヶ年平均を下回るものの前年度対比増加となるなど、復調の兆しを見せております。また、令和8年2月の日高自動車道新冠インターチェンジ開通により、交通や物流の利便性が向上し、多業界への影響が見込まれています。

令和7年度の決算概要につきましては、皆さまのご支援により、預金積金残高は158,645百万円、前期に対し2,143百万円の増加となり、貸出金残高については、97,714百万円、前期に対し7,289百万円の増加となりました。収支面では、経常収益は2,719百万円、前期に対し335百万円の増加、経常費用は2,083百万円、前期に対し133百万円の増加となりました。この結果、経常利益は635百万円、前期に対し201百万円増加し、当期純利益は423百万円、前期に対し331百万円の増加と増収・増益となりました。

経営の体力・健全性を示す自己資本比率は17.26%、自己資本額は、前期比202百万円増加の12,303百万円となり、皆さまに安心してお取引いただける経営内容となっておりますので、これまで以上のお取引をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年度は、中期経営計画「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』」の最終年度です。役職員一丸で「持続可能な地域社会づくりに向けた支援の実践」に向け行動してまいります。

これからも「地域にとってなくてはならない信用金庫」として、地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、何卒、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

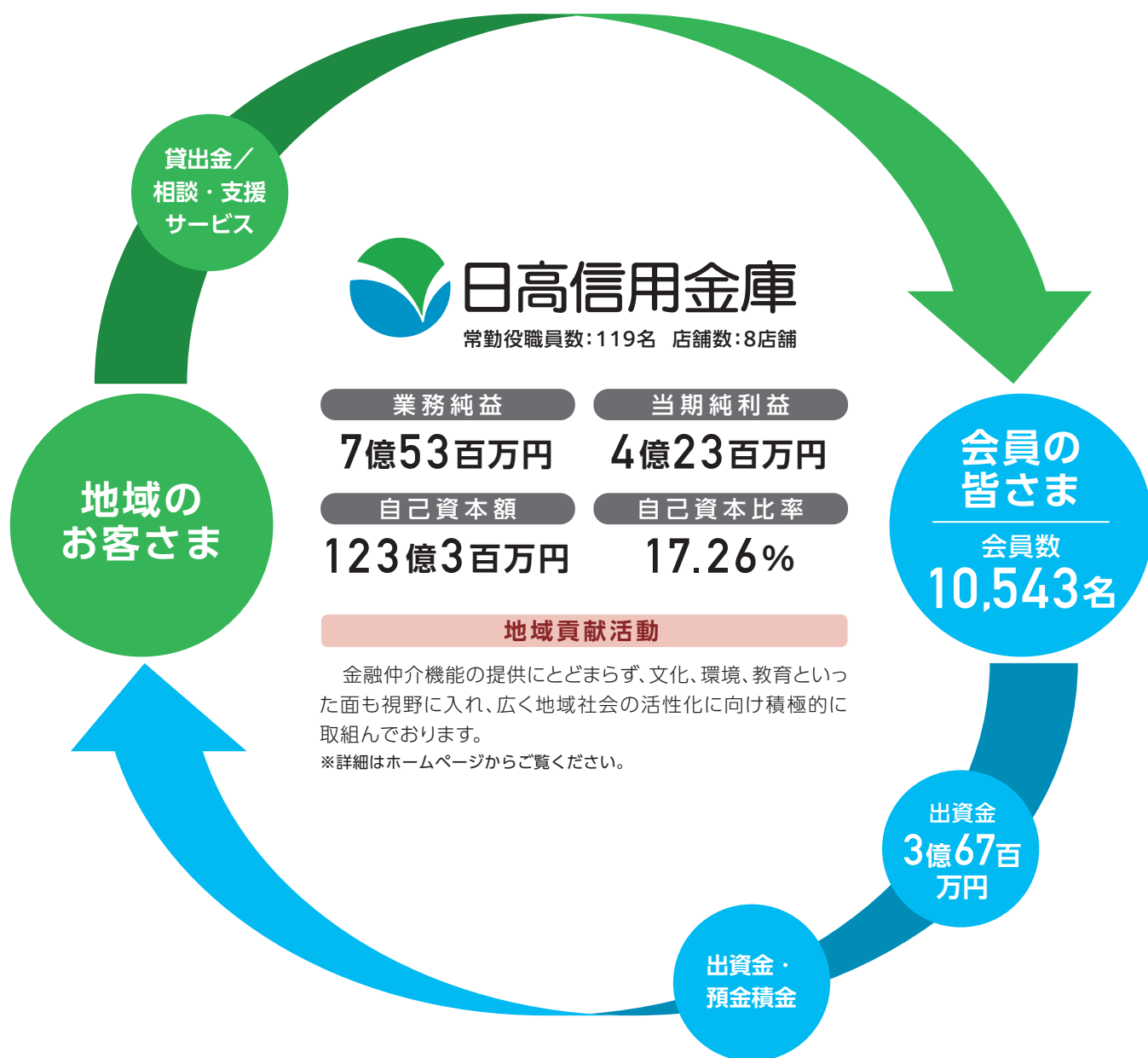


日高信用金庫

理事長 新保 雄司

令和8年7月

“ひだかしんきん”は、地域経済、文化・社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。



地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

貸出金残高 **977億円** 預貸率 **61.59%**

お客さまの預金積金について

お客さまからお預かりした大切な預金積金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

預金積金等残高 **1,586億円**

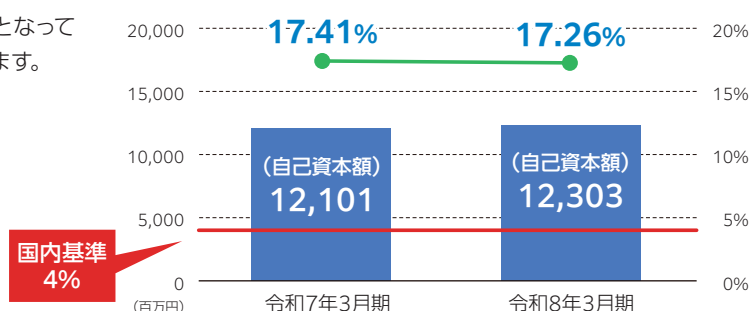
日高信用金庫と地域社会

当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町および胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

自己資本比率について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は17.26%となっており、国内基準4%を大きく超える水準を維持しております。

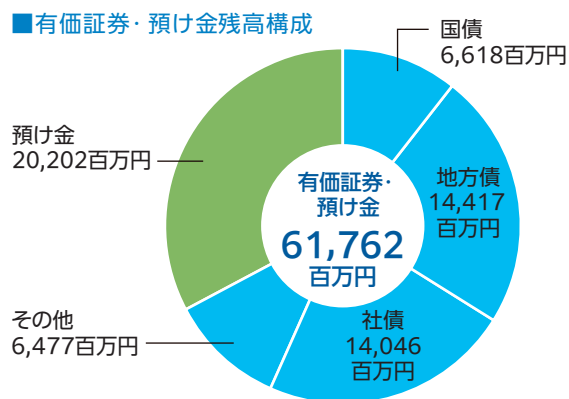


ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまからお預かりした預金積金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心に安全性を重視した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

有価証券運用
415億円

預証率
26.19%



地区内シェア

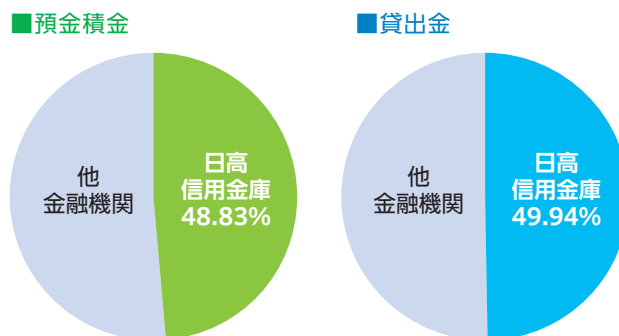
地元金融機関として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業区域(新冠郡から広尾郡)の銀行、信用金庫、信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。

当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

浦河郡 浦河町 様似郡 様似町 幌泉郡 えりも町 日高郡 新ひだか町 広尾郡 広尾町



※計数は令和8年3月末現在

令和7年度事業概況

① 事業方針

当金庫は「地域にとってなくてはならない信用金庫」の経営理念に基づき、持続性のある金庫経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務を展開して参りました。

令和7年度は、中期経営計画「ひだかしんさん『未来を拓く変革への挑戦』3ヵ年計画」の中間年度として、地域の発展に貢献すべく支援力を高めるため、重点課題に①「営業推進態勢の構築」、②「ES・エンゲージメント向上」、③「営業店窓口業務の省力化」を掲げ、地域金融機関としての真価を一層高めて行くことに取組んで参りました。

② 金融経済環境

金融環境は、昨年12月の政策金利引き上げにより、金利が約30年ぶりの高水準となっておりますが、日本銀行では依然として緩和的な状況と見ており、今後も政策金利の段階的な引き上げが見込まれ、金融機関としては、収益機会をもたらす一方、金利リスク管理や資金運用戦略の構築が求められる状況となっております。

国内の経済環境は、賃上げの動きは持続していますが、物価高の影響も依然として続いております。また2月末に米国とイスラエルがイランを攻撃し、中東情勢の悪化により原油価格が高騰する等、事態が長引けば経済を減速させ、物価高を助長する動きとなっております。

北海道経済においては、一部に弱めの動きが見られますが、公共投資は高水準を保ち、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも底堅く、観光も堅調に推移しているなど、緩やかに持ち直しております。

地域経済を見ますと、主要産業でもある軽種馬生産業が引き続き堅調に推移し、ホッカイドウ競馬の発売金額においても6年連続500億円を突破する等好調を維持しております。漁業では前年度不漁であったコンブ漁が増産基調で、価格も前年度より高値で取引され、秋サケ漁についても5ヶ年平均では下回るものの前年度対比増加となり、第一次産業が管内の経済を下支えしております。

一方、急速に進む人口減少や少子高齢化を背景に、経営者の高齢化に伴う後継者問題等、構造的な課題が顕在化しております。

③ 業績

このような経営環境の下、令和8年3月末の預金積金残高は158,645百万円、前期に対し2,143百万円の増加となりました。貸出金残高については、97,714百万円、前期に対し7,289百万円の増加となりました。

収支面では、経常収益は2,719百万円、前期に対し335百万円の増加、経常費用は2,083百万円、前期に対し133百万円の増加となりました。

この結果、経常利益は635百万円、前期に対し201百万円の増加、当期純利益は423百万円、前期に対し331百万円の増加と増収・増益となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
経 常 収 益	千円	2,181,272	2,516,043	2,294,150	2,384,378	2,719,500
経 常 利 益	千円	357,788	588,516	526,704	434,296	635,913
当 期 純 利 益	千円	349,715	202,720	467,335	92,305	423,537
出 資 総 額	百万円	360	362	364	365	367
出 資 総 口 数	千口	7,219	7,253	7,282	7,301	7,341
純 資 産 額	百万円	11,942	10,059	9,082	5,809	5,451
総 資 産 額	百万円	165,838	162,647	167,579	163,446	164,986
預 金 積 金 等 残 高	百万円	153,131	151,609	157,750	156,501	158,645
貸 出 金 残 高	百万円	88,861	85,898	88,555	90,424	97,714
有 価 証 券 残 高	百万円	54,298	48,688	50,875	46,358	41,559
単体自己資本比率	%	14.89	15.59	16.28	17.41	17.26
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2.5	2	2	2	2
役 員 数	名	14	14	14	14	13
うち常勤役員数	名	7	7	7	7	6
職 員 数	名	123	118	117	115	113
会 員 数	名	9,944	10,162	10,312	10,377	10,543

令和8年度事業計画[経営計画]

中期経営計画 「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』」3カ年計画 最終年度

～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～

基本方針

「営業態勢の再構築」、「働きやすい職場環境づくり」、「内部管理態勢の強化」の重点課題に取り組み、地域・お客様からの信頼回復と持続可能な収益基盤の確立を図り、当金庫が目指す伴走型支援の真の定着・実践へと繋げていくことを目指します。

最重点課題

1. 営業態勢の再構築

集金業務廃止後の新たな営業店職員行動基準のもと、「支援する営業」と「稼ぐ営業」を両立できる態勢を構築する。

- (1) 個人カルテ制度による収益意識の醸成・向上
- (2) しんきんDB活用による目的を明確にした営業活動の活発化と取引深耕

2. 働きやすい職場環境づくり

各種ハラスメント防止対策の実施。

3. 内部管理態勢の強化

一連の不祥事件により失われた地域からの信用・信頼を回復するため、内部管理態勢を強化する。

- (1) コンプライアンス態勢
 - ① 法令等遵守意識の醸成
 - ② 不祥事件再発防止策の継続対応
- (2) 事務管理態勢
 - ① 事務能力・検証能力の向上
 - ② 店内検査の実効性向上
- (3) 顧客保護等管理態勢
 - ① 顧客情報の厳格な管理、個人情報 の安全管理措置の徹底
 - ② 金融犯罪に係る積極的な注意喚起
 - ③ マネロン防止におけるリスクに応じた対策の実施
- (4) リスク管理態勢
 - ① 統合的リスク管理の強化
 - ② サイバーセキュリティリスクに対する職員の意識の醸成
- (5) 業務継続態勢
 - 大規模災害・システム障害・パンデミックなどへの対応力の強化と職員の意識醸成

役員・組織図／主要な事業の内容

役員

(令和8年6月19日現在)

理事長	新保 雄司	理事	菊地 竹勇 ^(※1)	常勤監事	川村 学
常務理事	原口 広	理事	野畑 直高 ^(※1)	監事	幌村 司
常務理事	島尻 諭	理事	山本 康仁 ^(※1)	員外監事	片山 孝彦 ^(※2)
常勤理事	中居 知哉	理事	山本 満 ^(※1)		
常勤理事	林 美英	理事	河原 秀幸 ^(※1)		

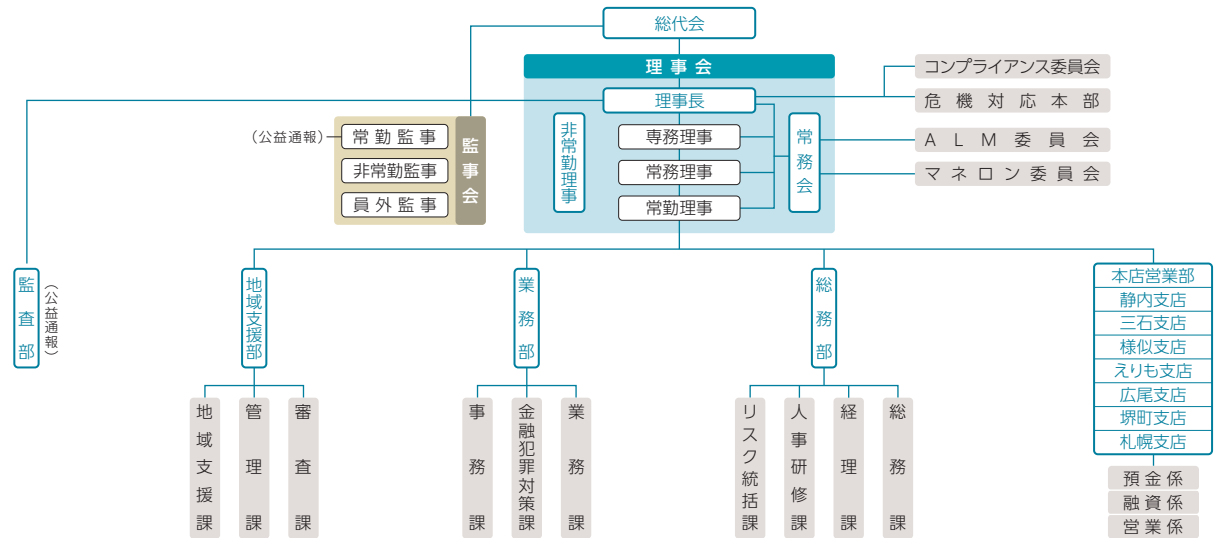
※1 理事 菊地 竹勇、野畑 直高、山本 康仁、山本 満、河原 秀幸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 片山 孝彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

理事会・監事会の開催

理事会は令和7年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。
監事会は令和7年度中9回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。
なお、監事はすべての理事会に出席しております。

組織図

(令和8年6月19日現在)



主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得又は譲渡
 - 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会
漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構
一般社団法人しんきん保証基金
一般社団法人全国石油協会
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 振替業
- 両替
- デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業務に係る業務
 - 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

内部統制について

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ⑧ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことをいいます。

コンプライアンス（法令等遵守）

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを経営理念として、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという基本的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配付するなどを積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

- 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
 1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- 法令やルールの厳格な遵守
 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 地域社会とのコミュニケーション
 4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- 人権の尊重
 5. すべての人々の人権を尊重する。
- 従業員の働き方、職場環境の充実
 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- 環境問題への取り組み
 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- 社会参画と発展への貢献
 8. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応
 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

内部統制について

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等断固たる態度で対応します。

お客さま保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
 2. お客さまからのご相談または苦情につきましては、適切かつ十分に取扱います。なお、ご相談または苦情の申し立ては、各営業店または下記の相談窓口までご連絡ください。
 3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って、適切に取得し、安全に管理いたします。
 4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
 5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。
- ※本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となろうとする方」を意味します。
- ※お客さま保護の必要性のある業務は、与信(融資)取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引に関する業務です。

【ご相談・苦情の相談窓口】

日高信用金庫 総務部 リスク統括課

☎0120-078-390 FAX:0146-22-0994

【住 所】〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

【受付時間】当金庫営業日の午前9時～午後5時

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

内部統制について

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

日高信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、また、これらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン等対策の統括部署は業務部とし、業務部が関係する各部や営業店等と連携を図り、マネロン等対策に取り組みます。

また、常務会の下部組織とするマネロン委員会が、マネロン等リスクに係る事案について協議・検討を行います。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施

する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等対策の管理態勢について、統括部署である業務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

●日高信用金庫 総務部 リスク統括課

☎0120-078-390

住所：〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時
[受付媒体] 電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部リスク統括課にご相談ください。

●全国しんきん相談所

電話番号：03-3517-5825

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

●北海道地区しんきん相談所

電話番号：011-221-3273

住所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

[受付時間] 信用金庫営業日の午前9時～午後5時 [受付媒体] 電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、
東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）
が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫総務部リスク統括課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代会会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第104期通常総代会の開催

令和8年6月19日、第104期通常総代会を開催し、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数78名：出席総代数78名、うち委任状によるもの26名)

●報告事項

第104期業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

●監査報告

●決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 会員除名の件

第4号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件



地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長および専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。

日高信用金庫総代名簿

令和8年7月1日現在 定数80名：総数80名

浦河地区 定数19名 総数19名

上埜 哲男 ⑬ 工藤 一康 ⑥ 大谷 晃平 ②
三島 信男 ⑫ 谷川 智幸 ⑥ 佐藤 尚武 ②
大野 好彦 ⑩ 大針 光晴 ⑤ 佐野 元健 ②
小林 孝範 ⑩ 奥田宗一郎 ⑤ 齋藤 洋文 ①
木田 尚孝 ⑩ 福井 秀一 ④ 上田 宗寛 ①
木下 浩一 ⑩ 飛山小夜美 ③
甲谷 賢一 ⑦ 種本 尚志 ③

様似地区 定数10名 総数10名

酒井 健二 ⑪ 池田 博英 ⑥ 畑中 孝允 ②
高橋 求幸 ⑩ 中村 康則 ⑥ 早坂 拓三 ①
仲野 貢司 ⑩ 本郷栄一郎 ②
鳥井 信男 ⑥ 野沢 浩一 ②

(順不同、敬称略 氏名の後の数字は 総代への就任回数)

静内地区 定数17名 総数17名

長浜 和也 ⑩ 佐藤 雅裕 ⑧ 畠山 史人 ①
平野井 裕 ⑩ 河田 貢 ⑦ 辻崎 和哉 ①
土屋 祐喜 ⑩ 嵐 仁 ⑦ 木村 孝 ①
不動 新作 ⑩ 植村 訓浩 ⑦
阿部 幸男 ⑨ 中村 泰徳 ⑥
大森 康正 ⑨ 不動雄一郎 ④
村田 修 ⑨ 出口 直冲 ③

えりも地区 定数9名 総数9名

大坂 庄吉 ⑩ 傳法 貴司 ⑥ 川村 一治 ⑤
坂田 充 ⑦ 砂原 孝敏 ⑥ 荒木 稜 ④
山形 弘 ⑦ 大場 文裕 ⑥ 藤田 靖 ③

三石地区 定数8名 総数8名

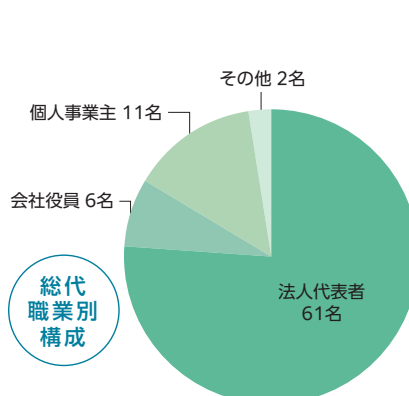
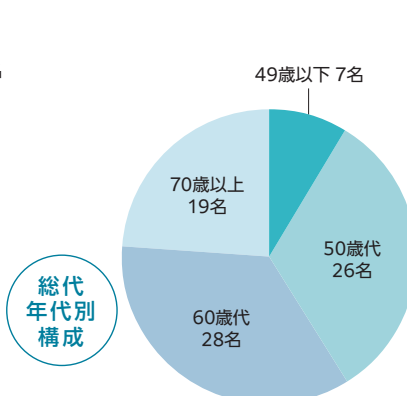
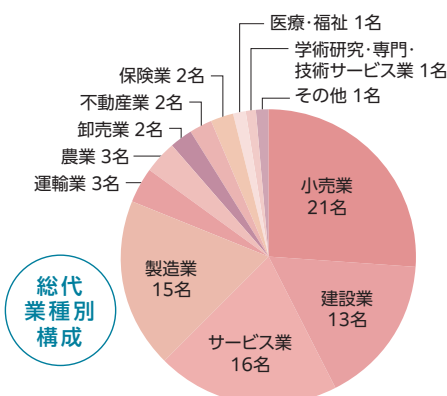
八木 一洋 ⑩ 中村 大志 ⑦ 中村 亨一 ④
秋田 満 ⑨ 田中 智也 ④ 藤森 隆伸 ②
馬場 陽介 ⑨ 山田 一郎 ④

広尾地区 定数10名 総数10名

鍋木 眞清 ⑨ 齊藤 英克 ② 石井 義也 ①
尾矢 利昭 ⑦ 二口 祐樹 ② 中村 憲司 ①
石山 拓 ⑥ 齊藤 一也 ②
堀田 真 ⑤ 小椋 良樹 ①

札幌地区 定数7名 総数7名

遠藤さとみ ⑥ 濱中 和太 ③ 志村 圭太 ①
細田 行洋 ④ 後藤 隆 ②
守屋 昌彦 ③ 森田 直史 ①



総代会

総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は令和10年6月30日までです。
- 総代の定数は55人以上80人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
なお、令和8年7月1日現在の総代数は80名で、会員数は10,581名(令和8年6月末)です。

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

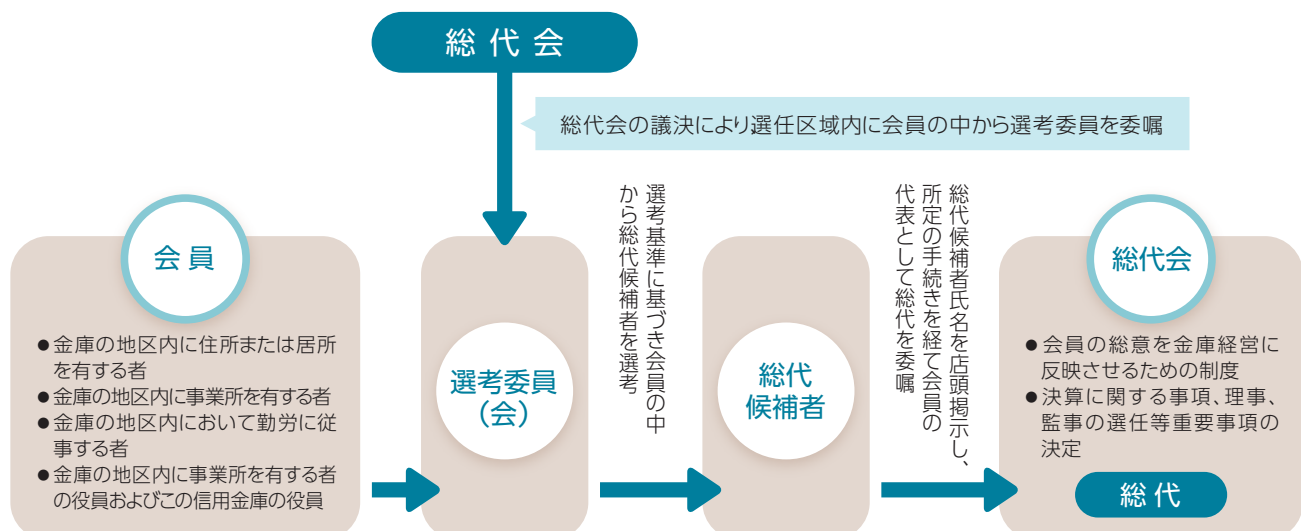
2. 辞任勧告

総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえで当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。

- 拘禁刑以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
- 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
- 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
- その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を3区の選任区域に分け、選任区域ごとの会員数に応じて総代の定数を定めています。



「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は622件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は68.73%、保証契約を解除した件数は15件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、下記のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する苦情・相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

●総務部リスク統括課

☎ 0120-078-390(フリーダイヤル)

[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する相談・要望等につきましては、最寄りの営業店および次の相談窓口にて承ります。

●地域支援部審査課

電話番号: 0146-22-7661

[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

(単位: 件、%)

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	478	622
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	66.30	68.73
保証契約を解除した件数	35	15
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

当金庫のあゆみ

大正	10年 4月	有限責任浦河信用組合設立 初代組合長北川貞七就任、組合員数150名	平成	12年 12月	平成12年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合新冠支署)
	6年 9月	創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催		13年 8月	保険窓販業務取扱開始
昭和	10年 4月	組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる		9月	預金残高1,000億円達成
	16年 3月	創立20周年、期末預金残高344,023円、 貸出金残高94,301円、出資金65,118円、 組合員数530名		10月	平成13年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合浦河消防署)
	19年 3月	市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に 組織変更		11月	創立80周年記念式典挙行
	24年 10月	幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張		14年 8月	コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
	25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に 組織変更		10月	生命保険窓販業務取扱開始
	9月	様似支所オープン		10月	平成14年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合様似支署)
	27年 2月	信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更 並びに名称変更		12月	パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
	5月	新冠郡新冠村に営業地区拡張		15年 3月	当金庫ホームページを公開
	7月	幌泉支店オープン		7月	マックスパリュ静内店内に店舗外ATM設置
	8月	静内支店オープン		10月	三石支店移転オープン
	28年 4月	三石支店オープン		16年 7月	「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
	30年 10月	本店新築落成、創立35周年記念式典挙行		11月	決済用普通預金取扱開始
	33年 4月	広尾郡広尾町に営業地区拡張		17年 10月	印鑑照合システム導入
	5月	広尾支店オープン		18年 2月	WEBバンキング取扱開始
	36年 7月	創立40周年記念式典挙行		7月	㈱北海道しんきん情報サービス為替発信業務委託
	11月	歌笛出張所オープン		8月	札幌事務所オープン
	39年 4月	幌泉町指定金融機関の指定受く		19年 7月	歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
	42年 3月	浦河町指定金融機関の指定受く		9月	札幌支店オープン
	6月	三石町指定金融機関の指定受く		21年 7月	北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との 包括連携協定締結
	44年 11月	本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行		7月	為替集中システムスキャナー方式へ移行
	45年 10月	幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称		9月	共通印鑑制度導入
	48年 5月	広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張		22年 8月	新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合を 実施し、山手支店および大通支店営業終了
	49年 4月	様似町指定金融機関の指定受く		23年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入開始
	50年 10月	北海道信金共同事務センター加盟、 本店営業部普通預金オンライン化実施		3月	日高信用金庫学生モニター制度創設
	53年 12月	日本銀行と当座預金取引開始		10月	創立90周年記念式典挙行
	54年 12月	日本銀行歳入代理店として本店営業部指定受く		24年 3月	歌笛出張所ATM稼働終了
	55年 11月	山手支店オープン		11月	ICキャッシュカード取扱開始
	56年 10月	北海道信金共同事務センター新総合オンライン システムへ移行		12月	「経営革新等支援機関」として認定受く
	10月	創立60周年記念式典挙行		25年 2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
	12月	「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入		5月	「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
	57年 9月	堺町支店オープン		27年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATMを 全てのATMで導入
	58年 10月	証券業務の国債窓口販売の取扱開始		4月	地方創生サポート室設置
	59年 6月	本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始		28年 7月	様似町との包括連携協定の締結
	10月	大通支店オープン		11月	広尾支店店舗新築オープン
	12月	預金残高500億円達成		30年 8月	相続支援システム導入
	61年 1月	浦河町役場内に店舗外ATM設置		9月	浦河町との包括連携協定の締結
	62年 11月	浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置		10月	営業支援システム導入
	63年 10月	北海道信金共同事務センター第三次オンライン システムへ移行		元年 11月	ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始
	12月	歌笛出張所店舗新築オープン		2年 4月	広尾町との包括連携協定の締結
	2年 4月	静内支店店舗新築オープン		6月	えりも町との包括連携協定の締結
	3年 10月	創立70周年記念式典挙行		3年 1月	新ひだか町との包括連携協定の締結
	4年 3月	創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、 1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)		2月	新冠町との包括連携協定の締結
	8月	歌笛出張所が歌笛支店に昇格		3月	預金残高1,500億円達成
	8年 2月	浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器寄贈		4月	創立100周年
	9年 5月	平成8年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合えりも支署)		10月	札幌支店リニューアルオープン
	10年 1月	平成9年度の消防関係車両寄贈 (南十勝消防事務組合広尾消防署)		4年 2月	札幌方面浦河警察署との包括連携協定の締結
	7月	平成10年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合静内消防署)		3月	創立100周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、新ひだか、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、 1町当たり、1,000万円、総額6,000万円の寄付)
	11年 2月	西暦2000年問題対策委員会発足		7月	日高徳洲会病院内に店舗外ATM設置
	9月	為替集中システム運用開始		9月	新ひだか町役場内に派出所を開設
	10月	平成11年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合三石支署)		5年 4月	新ひだか町指定金融機関の指定受く
				9月	本店営業部仮店舗営業開始
				10月	出資証券のペーパーレス化(不発行)開始
				6年 3月	本店社屋取壊
				7年 11月	広尾町指定金融機関の指定受く
				8年 3月	潮見ヶ丘球場のネーミングライツに関する協定の締結

皆さまとの
コミュニケーションの
場です。



 貸金庫設置
 夜間金庫設置

令和8年7月1日現在

店舗名	住 所	電話番号	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
① 本店営業部*	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目1番地2 ※ 	(0146)22-4111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
② 堺 町 支 店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号 	(0146)22-5611	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
③ 静 内 支 店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号  	(0146)42-1531	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
④ 三 石 支 店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23 	(0146)33-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑤ 様 似 支 店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2 	(0146)36-2341	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑥ えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466)2-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑦ 広 尾 支 店 *	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558)2-3161	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑧ 札 幌 支 店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4	(011)200-7070	—	—	—	—

店外ATM設置場所

名 称	住 所	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦 河 町 役 場 内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00~16:00	—	—	—
浦 河 赤 十 字 病 院 内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00~18:00	—	—	—
浦 河 町 パ セ オ 堺 町 店 内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日 高 徳 洲 会 病 院 内	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号	9:00~18:00	9:00~17:00	—	—

当金庫の全てのATMは、視覚に障がいのある方でも操作が可能な「ハンドセット付ATM」となっております。(なお、札幌支店はATMを設置しておりません。)

タッチパネル付受話器(電話機と同一のボタン配列となっているハンドセット)から、音声ガイダンスにより操作手順をご案内するATMです。なお、ハンドセットを使用しない場合は、通常のATMとしてご利用いただけます。